

○東京理科大学専門職大学院教育課程連携協議会運営細則

令和元年6月24日

細則第58号

改正 令和4年5月10日細則第88号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京理科大学大学院経営学研究科運営規程(平成29年規程第68号)第12条の2第2項の規定に基づき東京理科大学専門職大学院教育課程連携協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、東京理科大学経営学研究科の専門職学位課程(以下「学位課程」という。)に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学位課程の教育課程の点検・評価に関する事項
- (2) 産業界等との連携による授業科目の開発及びその他の教育課程の編成に関する事項
- (3) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する事項及びその実施状況の点検・評価に関する事項
- (4) その他学位課程の運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 認証評価機関の委員又は教育課程の自己点検・評価等の経験を有する東京理科大学に所属する者のうちから学位課程を担当する副学長(以下「担当副学長」という。)が推薦し、学長が指名する者 1人
 - (2) 学位課程を修了した者のうちから、担当副学長と学位課程の専攻主任(以下「専攻主任」という。)が協議し選出した者で、学長が指名するもの 1人
 - (3) 専門職学位課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職務の実務に関し豊富な経験を有する者のうち、担当副学長と専攻主任が協議の上選出し、学長が指名するもの 若干人
 - (4) 国又は地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者のうち、担当副学長と専攻主任が協議し選出した者で、学長が指名するもの 若干人
 - (5) 専門職大学院の必要性を理解する学外の学識経験者又は有識者のうち、担当副学長と専攻主任が協議し選出した者で、学長が指名するもの 若干人
- 2 協議会が必要と認めるときは、協議会に前項の規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項各号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に、委員長を置く。

2 委員長は第3条第1項第1号に規定する委員をもってこれに充てる。

3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集及び議長)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、教務部経営学事務課専門職大学院室において処理する。

附 則

この細則は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年5月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。